

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所       | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 前文         | ろう者だけでなく、ろう教育の中の教育方法として聴者の教員も含むので、「ろう者の間で」は削除すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <u>「ろう者」を「ろう者等の間で」に修正します。</u>                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2  |            | 文部大臣の前に、「昭和8年」を入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <u>「昭和8年」を追記します。</u>                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 3  |            | 「読唇」というのは「卵」を、た・ま・ごと一つひとつ唇の動きで理解する。「タバコ」を読唇すると、タ・バ・コと一つひとつ唇の動きで理解する。「卵」と「タバコ」は口形が同じでそちらか理解できない。「読語」というのはお母さんが（ ）を買ってきてください、とゆっくりやや大きく言った。これについて（ ）内は「卵」か「タバコ」のどちらかの判断はお母さんになりお父さんではない。（ ）の文の前、後の雰囲気を合わせて卵かタバコか、思考を経て判断する。いわゆる場全体の状況を合わせ、思考＝考える力を付ける教育。読話は技術なので上手い下手があり、個人差がはげしく、総じて音声が届かない事もあり、嫌われる学習内容であった。現在は補聴器、マイク等、音声を不十分でも聞きながらの日本語の言語学習。従って、1ページ7行目の「読唇」は「読話」が適当である。 | 「読唇及び発声の訓練を中心とした口話法」とし「読唇」に限定していないことや、他県の条例の表現等を踏まえ、現行どおりの記載とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                       |
| 4  |            | 「が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについて」は削除したかどうか。<br>理由：前文2行目に「音声言語とは異なる～」に同じ文が記載してある。                                                                                                                                                                                                                                                                                             | ここでは、本条例の制定の目的として「手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることについての理解を図る」としており、現行どおりの記載とさせていただきます。                                                                                                                                                                                          |
| 5  |            | 手話はろう者にとっては自然な言葉という認識がまだ充分理解されていないので、「私達は、手話言語が～」の所を「私達は、手話言語がろう者の母語であること、音声言語とは異なる～」に続けてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                               | 障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されていますが、今なお手話言語が言語であることに対する理解が十分であるとはいえないという現状を受けて本条例を制定するものであり、現行どおりの記載とさせていただきます。<br>なお、「手話に関する施策の推進に関する法律」において、「手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること」とされ、本条例の前文5段落目に記載しています。 |
| 6  |            | 我が国の手話言語は1878年京都市立盲啞院、1880年東京訓盲啞院開学後、1891年同窓会の結成や1908年ろうあ者大会などで育てられてきたもので、世界的には1760年フランスにド・レベのろう学校ができ1880年にミラノ会議で口話が肯定されたという時代の整合性の所には箇条書きとはいえ違和感がある。                                                                                                                                                                                                                       | 本条例では、「手話言語は過去からろう者の生きる権利としてろう者の間で大切に受け継がれ発展してきたが、明治13年にイタリアのミラノで開催された第2回国際ろう教育会議において、口話法で教えることの決議がなされ手話は否定された。」としており、手話言語及び手話は過去から発展してきたものである一方で否定された事実を記載しています。                                                                                                             |
| 7  |            | 手話は聴力障害者の貴重な言語：条例として明文化していただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 「手話に関する施策の推進に関する法律」の「手話がこれを使用する者にとって、日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であること」という内容を、本条例の前文5段落目に記載していますので、御意見については既に記載しています。                                                                                                                                                   |
| 8  |            | 手話が言語として成立した時期や背景についても記述が欲しい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 前文で手話の使用が禁止されていたことや、障害者の権利に関する条約で言語として明記されたことなどのこれまでの歴史を記載しており、御意見については既に記載されています。                                                                                                                                                                                            |
| 9  |            | 「広島県では、昭和20年の被爆により、大きな被害を受けたが、ろう者は、その経験を手話で語り継ぎ、手話を大切に受け継いできた」を「昭和20年8月の被爆で広島は大きな被害を受けたが、ろう者はそれらを手話で表現し、手話を大切に受け継いできた」へ変えていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                           | 御意見については既に記載されています。また、時期の記述については、他の出来事と統一し「〇〇年」までとし、「〇月」は記載しないこととします。                                                                                                                                                                                                         |
| 10 | 前文<br>1 目的 | 条例の前文や基本理念に「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段の尊重と促進」という文言を加え、多様性を前提とした共生社会を明文化すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。                                                                                                                                          |
| 11 | 1 目的       | デフリンピック開催に併せて手話言語条例を制定することは非常に効果的であり、この機に聴覚障害者に対する認識を推進するべき。条例を作って終わりではなく、手話に対する認識を高めていく施策を積極的に実施していくスタートと考えていただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                        | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 12 |            | 「手話言語を必要とする障害児及び障害者」を「ろう児及びろう者」と表現を変更する。<br>(以下「手話言語を必要とする者」という。)は削除すべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「手話言語を必要とする者」には「ろう児及びろう者」を含んでいます。                                                                                                                                                                                                                                             |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所          | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                                                                            |
|----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 1 目的          | 手話が言語である認識とは、どういうことか。言語とは何か、「障害者のコミュニケーション手段の概念」と「手話が言語であるという概念」の重複している部分と重複していない部分を分かりやすく示してほしい。そして、この条例の目指すのが、重複部分なのか重複していない部分なのかも説明してほしい。以上を条例制定後の啓発でも継続的に広報してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                         |
| 14 |               | ・手話によって情報を取得し、意思疎通を図ることを県民の権利として規定する。<br>(提案条文)<br>「県は手話によって情報を取得し、意志疎通を図る権利を保障し、その行使に必要な環境を整備する責務を負う」<br>・国連障害者権利条約が手話を言語として認定し、情報アクセス権を明示している。<br>・先行自治体の条例では「権利」を明文化し、実効性を担保している（東京都条例）。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「県民の役割」で、御意見については記載していますが、条例においては、県が主体となる以外の条文については努力規定としていますので、現行どおりの記載とさせていただきます。 |
| 15 | 16            | 手話は手指だけで表現されるものではなく、表情、身体、位置関係、スピードなど様々な要素を使う高度な伝達手段であり、手話文化は保存・継承していくべきである。聴覚障害者だけの伝達手段としてではなく、一般県民の間でも簡単な手話で意思疎通ができる社会になればよいのではないかと思う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 16 |               | 見ただけではわからない聴覚障害者のために 手話が言語であるという認識の普及に努めてほしい。<br>そのために手話言語の授業も学校で行ってほしい。<br>災害時 聞こえないことへの理解がないためどれだけの聴覚障害者が苦しい思いをしているか。<br>どれだけの聴覚障害者が死に直面したか。<br>手話を知っている人が増えていけば手を差し伸べられる人が増えるのでは。<br>障害者差別解消法が制定されてから9年。手話で会話ができないのは差別に値しないのか。疑問だ。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」及び「習得の機会の確保」を目的としており、本条例の趣旨を踏まえて施策を展開してまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                  |
| 17 | 3 言語としての手話の認識 | 手話が手話言語として、広く県民に認識されると、様々な方面で次の大きなメリットが生ずると期待できる。<br>一番大きいのは、手話言語は音声言語の言語と同列であることを、県民が意識することにある。そう<br>いった県民の意識の中で、手話を必要とする者が手話言語を加えたコミュニケーションが円滑になり、一人の人間としてより過ごしやすい社会へ進展していくことを楽しみにしている。<br>手話を必要とする者にとっては、言語としての手話を使えることで、分かりやすくなり意思疎通ができる。<br>手話を必要とする者とは、聴覚言語障害の他にも、重複障害や知的障害等の一部、脳に障害が生じた者等と広く渡る。また、マカトン法などの手話に似た方法も手話言語に統合することで、より広い範囲での使用が進む。<br>また、手話は音声言語を排除するのではという誤った考えが、手話の時はあったが、手話言語にすることでこの誤った考えが一掃されると期待する。<br>言語としての手話とは、音声言語と同様に言語体系をもっていることを前提にした認識を進めた方が、手話言語をより早く習得できる。実際に日本語に合わせた手話は表現が難しく、思考の切り替えを必要とする。手話言語にした方が、手話通訳者や手話学習者にとっても、より効率的に学びを進めることができる。 | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」及び「習得の機会の確保」を目的としており、本条例の趣旨を踏まえて施策を展開してまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                  |
| 18 |               | 手話が言語と見なされていない時期が続き、手話を猿真似と言われ、石を投げられた時があった。こういった手話を必要とする者の中には手話言語を十分習得できず、労働や福祉、医療、生活の場面で、手話通訳がいてもコミュニケーションが通じ合えていないという事実とその課題がある。手話言語という意識が拡がると、これらが解決され、充実していき、より住み良い社会が構築されていくようになる。<br>手話言語という認識が県民に広がることで人間関係が大きく改善され、この以上のような困ったことによる社会的、経済的、文化的な損失が、大いに減少できると期待する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」を目的としており、本条例の趣旨を踏まえて施策を展開してまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                              |
| 19 |               | 「努める」とすると尊重しなくても良いと受け止められるため、「手話を使う権利を尊重するよう努める」を「手話を使う権利を尊重する」とすべき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 条例では、県が主体ではない部分については努力規定としていますので、現行どおりの記載とさせていただきます。<br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                             |
| 20 |               | きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター施設があれば良いと思う。人工内耳より補聴器より、まずは手話であり、幼いときから手話を覚えていると、コミュニケーションに役に立つ。大人になると手話は必要だと実感することがある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                 |
| 21 | 4 手話の習得の機会の確保 | 中途聴覚障害者への手話の習得の機会の保障をしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 手話の習得の機会の確保は、「手話言語を必要とする者」を対象とし、中途聴覚障害者も含まれるため、御意見については既に記載されています。                                                                                                                                                                                          |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所                    | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 22 | 4 手話の習得の<br>機会の確保       | 一般の聞こえる子どもたちへの、学校における手話の学習の機会の保障をしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「県政の情報の発信等」で、県民向けの啓発及び県民の学ぶ機会の確保について必要な施策を講ずるとしており、御意見については既に記載されています。                                         |
| 23 |                         | 2つめの○ですが、誰の手話の習得なのか、よくわからない。「手話を必要とする障害者」か「県民」か。たぶん、前者と思うが、明確に書かれた方がよい。そして、私たち一般の「県民」も手話習得の機会がほしい。<br>「目的」のところに「県民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現」とあるので、3つめの○を設けて、「県民の手話習得の機会の確保に努める」と追加してはいかがか。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | (前段)<br><u>「手話言語を必要とする者」</u> を追記します。<br>(後段)<br>「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」第12条で、県民向けの啓発及び県民の学ぶ機会の確保について必要な施策を講ずるとしており、御意見については既に記載されています。 |
| 24 |                         | 目的には「県民」が入っているのに、習得の機会には入っていないので、「県は、市町、障害者及び関係団体等と協力して、県民に手話を習得できる機会の確保を講ずる」を追加してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「県政の情報の発信等」で、県民向けの啓発及び県民の学ぶ機会の確保について必要な施策を講ずるとしており、御意見については既に記載されています。                                         |
| 25 |                         | 手話の習得の機会の確保において、「乳幼児期から～」とあるが、保育所、幼稚園、こども園に対してもその機会の確保の働きかけをする、ということでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 手話の習得の機会の確保に向け、必要な支援を検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 26 |                         | 幼児期から手話で生活が出来るような場を県内に何箇所も設置してほしい。<br>保育園や幼稚園と同じような場で音声言語での会話でなく手話言語でいろんなものを習得していく。<br>これが基本ではないだろうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 手話の習得の機会の確保に向け、必要な支援を検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 27 |                         | 新生児聴覚スクリーニングが一般になっており、聴覚障害が分かった時点では言語環境の整備が大切として関係機関は取り組まれている。しかし、手話言語についての知見をもつ者はわずかではあるがいることはいる。手話言語を音声言語と同列に扱えるその者を活用して、新生児の将来の社会生活が見通せるカウンセラー、アドバイザーとして聴覚障害が分かった時から関わらせることで、聴覚障害が分かっても新生児も保護者も将来を見通して安心して子育てができる。このように、その者を活用して、日本社会を生きるうえで、必要とする言語手段を当事者が選択し組み合わせて活用することができると言えるような言語環境を、聴覚障害が分かった時点から整備してあることは、安心な子育てにつながる。<br>手話言語を取り入れたら音声言語は育たないという考えは既に過去のものとなった。手話言語のメリットは意味をより正確に伝わること、音声言語のメリットは文字をより正確に伝わることなど、他の言語手段にもメリットがあり、それぞれの良さを生かして、新生児の言語環境を整備していくことができるようになる。 | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 28 |                         | ・ろう乳幼児の早期言語保証と家族支援を明記する。<br>(提案条文)<br>「県は、手話を第一言語とする児童が言語形成期から家族とともに手話を学べる環境を確保するとともに、家族支援プログラムを実施する。」<br>・先行自治体の条例は家族支援を明文化している（石川県条例）。<br>・障害者権利条約第24条が早期言語取得支援を要請している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 手話の習得の機会の確保に向け、必要な支援を検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 29 | 5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援 | ○の追加で「県は、手話言語を必要とする者が在学する学校に対し、手話施策推進法の理念が実現できるための必要な支援を行う」を入れてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 前文で「手話に関する施策の推進に関する法律」で規定された施策を推進するとしており、御意見については既に記載されています。                                                                                                                                                                                                                           |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所                     | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                          |
|----|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 30 | 5 学校に対する手話の習得の機会の確保への支援  | 手話を学校教育に取り入れて欲しいです。<br>私は健常者で、これまで手話が必要な環境にかかわることが無かったのですが。きっかけを頂き、3ヶ月前から手話サークルに参加させて頂いています。<br>誰かの為、では無く自分の為になる事が沢山有り、手話は特定の誰かの為にあるのではなく、言葉と一緒に意思疎通の為に必要なコミュニケーションツールだと感じています。<br>子供の時から学校教育で学ぶことが出来たら、ろう者は勿論、健常者にも生活しやすい環境になると思います。                                                                                                                                                                   | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 31 |                          | 手話を教育言語として位置づけ、ろう児童が手話を第一言語として学べる環境を整備することが必要です。教員への手話研修の義務化、手話教材の整備、手話を第一言語とする児童への教育保障など、教育現場への具体的支援を強化すべきです。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 32 |                          | 学校教育の場面では、手話よりも意味がより伝わりやすい手話言語が加わることで、それぞれの特性を生かしたコミュニケーション方法により、言語力、思考力、学力、人間関係力の向上が期待できる。<br>日本で生きるうえで必要な言語力、思考力、学力、人間関係力等を育む際は、言語力、思考力、学力、人間関係力等を手話言語も音声言語も駆使して伸ばすためのスキルを身に付ける必要があり、その研修において指導ができる経験者は県内にいる。ノートテーカーがいても勉強が分かるとは限らないと同じように、手話通訳者がいれば勉強が分かるとも限らない事例が多く見られ、単に支援者がいるだけでよいといった誤解が見られる。上のようなスキルを教育現場において子どもが身に付けるためには、そういった誤解をなくし、子どもに21世紀以降の社会を生きる力を育むための指導の工夫をも、経験者が教育現場での研修を通して指導してほしい。 | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 33 |                          | ろう学校には、手話ができる先生が沢山いてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 34 |                          | 「手話の取得できる機会の確保を図るための情報提供、技術的な助言その他の必要な」と記載されているが、「必要な人材の確保」あるいは「人員配置を行う」といった文言も追加してください。習得できる機会の確保のためには、手話を習得した専門の人がどうしても必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                          | 「必要な人材の確保」等の記載については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「意思疎通支援者の養成等」で記載しています。                                                                                                                                |
| 35 | 6 事業者に対する手話の習得の機会の確保への支援 | 職場で手話通訳が必要な時に派遣出来る予算の確保をしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 36 |                          | 事業者への支援は「情報提供・助言」ととどまっており、手話対応の環境整備（窓口対応、社内研修）の義務化や補助金等のインセンティブ制度の導入が必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 37 | 7 推進体制                   | 県は総合的な施策を推進する立場である認識を持って、まずは県の各部署において基本的な手話での会話ができるよう職員の習熟を図るなど率先した取組を行っていくことで、県内の事業所への普及を推進することができるものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                               |
| 38 |                          | 今後の条例の進捗状況の評価、また推進するための推進体制の整備が盛り込まれていることは継続的に評価し推進するので良いと思う。<br>しかしながら、「推進体制を整備する」を前面に出すのではなく、推進体制を整備することで条例の実効性を評価、推進する、の方が良いと考える。文構成を、次のようにかえてはどうか。<br>例として、「県は、市町、障害者、関係団体及び事業者その他の関係者が意見を交換し、及び相互に協力することができる推進体制を整備する。これにより条例の進捗状況の評価するとともに、手話言語の普及及び手話の習得の機会の確保に係る施策を推進する。」                                                                                                                       | 「推進体制」に関する項目のため、現行どおりの記載とさせていただきます。                                                                                                                                                                       |
| 39 |                          | 定期的なモニタリングや評価会議において、自閉症や知的障害を持つ方々の体験や課題を可視化し、改善に反映する仕組みが重要。<br>支援体制の整備状況や研修実施状況に関する報告と公開を義務付けることで、透明性と信頼性を担保できる。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めていますが、両条例で「推進体制」を定めており、当事者や関係団体にも参加いただいて、条例の進捗状況の評価や意見交換、協力体制の構築に努めてまいります。 |
| 40 |                          | 条例の実効性を高めるため、5年ごとの基本計画と毎年の施行計画の策定・評価を義務化し、進捗状況を県民に公開する制度を導入することが望ましい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 「推進体制」を定めており、当事者や関係団体にも参加いただいて、条例の進捗状況の評価や意見交換、協力体制の構築に努めてまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                           |
| 41 |                          | 条例の策定および推進体制において、聴覚障害者本人の参画を保障し、意思決定過程における当事者の意見を反映する仕組みを整備すべき。また、条例の進捗評価の公開方法を明記し、透明性を確保する必要がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 「推進体制」を定めており、当事者や関係団体にも参加いただいて、条例の進捗状況の評価や意見交換、協力体制の構築に努めてまいります。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                           |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所     | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                                                                                         |
|----|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 42 | 7 推進体制   | ・委員の過半数をろう当事者とし、年次報告を義務化する。<br>(提案条文)<br>「推進会議の委員は、ろう当事者を過半数とし、手話通訳者および関連分野の専門家を含めるものとする。」「県は、施策の進捗状況を毎年度報告書として取りまとめ、公表し、県議会に提出しなければならない。」<br>・障害者権利条約第4条3項が政策形成への当事者参加を義務付けている。                                                                                                                               | 条例で「推進体制」を定めており、当事者や関係団体にも参加いただいて、条例の進捗状況の評価や意見交換、協力体制の構築に努めてまいります。<br><br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                   |
| 43 | 8 財政上の措置 | 「財政上の措置を講ずるよう努める」を「財政上の措置を講ずる」への変更をお願いしたい。(同様の意見他1件)                                                                                                                                                                                                                                                           | 県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。予算については限りがあることから、努力規定に留めています。                                                                                                                                                                                                                   |
| 44 |          | 県として、具体的に予算計上していただきたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。予算については限りがあることから、努力規定に留めています。                                                                                                                                                                                                                   |
| 45 |          | 予算が少ないと活動が限られてしまうので、しっかりとつけて欲しい。                                                                                                                                                                                                                                                                               | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 46 | その他      | 県障害者計画の変更はあるのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 「第5次広島県障害者プラン」は、令和6年度～令和11年度までの6年間を対象にし、令和6年3月に策定しました。今後、現行計画の見直しや新たな計画を作成する際に、本条例の趣旨を踏まえた内容となるよう検討してまいります。                                                                                                                                                              |
| 47 |          | 仕事場や学校等における通訳派遣の保障をしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br><br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「意思疎通支援者の養成等」で、手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるとしてはいますが、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 48 |          | 手話施策推進法が施行され、何か変わることがあるのか。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 「手話に関する施策の推進に関する法律」では、国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有することとされました。法律及び本条例の趣旨を踏まえて施策を展開してまいります。                                                                                                                                                                          |
| 49 |          | 手話言語条例を手話で見られるようにしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 条例の普及啓発については、障害特性に応じた普及啓発資料等の作成を検討してまいります。                                                                                                                                                                                                                               |
| 50 |          | 検定、通訳者、通訳士等の資格を目指しているが、他の検定に比べ案内、会場等まだまだ不足していると感じている。勉強出来る場も少ない。もっと手話が学べる、手話を使える場を増やしてほしい。                                                                                                                                                                                                                     | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                              |
| 51 |          | 災害時における措置は考慮しないのか。東京都の条例は「災害その他の非常事態において、手話を必要とする者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、区市町村その他の関係機関と連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」という文言がある。<br><br>近年頻発する異常災害、地震などで聴覚障害者は情報確保や避難確保に四苦八苦している。避難することができたとしても、手話通訳者がいないために孤立してしまい、その結果、被災した家に帰ってしまうという事例もあった。県が災害における措置を講じてもらえると、私たちも県や条例に守られているという安心感がある。            | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br><br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保」で、御意見については既に記載されています。                                           |
| 52 |          | 手話通訳者の健康管理はどうか。目的において、「県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。」としているが、そのためには手話通訳者の協力が必要不可欠である。また、この広島県手話言語条例についても手話通訳者との共同作業で、こぎつけたものと考えている。<br><br>近年、高齢手話通訳者が引退するのも健康管理が疎かになっていることが原因の一つであり、俗に言う「頸肩腕(けいけいわん)障害」である。せめて今日に至るまでの多くの手話通訳者の労苦に報いるためにも手話通訳者の健康管理支援についても一文設けて頂けると、手話通訳者の派遣を利用している当事者としても嬉しく思う。 | 本条例については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」に関し必要な事項を定めることとしています。<br><br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                              |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所 | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                               |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 53 | その他  | 日本手話は、ろう者の第一言語であり、コミュニケーションに欠かせないもの。日本語とは、文法も異なるが、アイヌ語と同様に、保護されるべき対象でもある。<br>中途聴覚障害者等に於いては、文法上は日本語に従い、手話を並べる日本語対応手話と言われるものも必要。<br><br>しかし、ろう者にとっては、生を受けて、最初に取得する日本手話は第一言語になり、日本語は第二言語になる。聞こえる人の英語相当に当たり、必ずしも使いこなせる訳ではない。従って、情報保障の第一歩には、第一言語である日本手話によるコミュニケーション確保が大切になる。                                                                                                                                  | 本条例では「手話の習得の機会の確保」に関し必要な事項を定めており、乳幼児から手話を習得する機会の確保を講じてまいります。                                                                                                                                                   |
| 54 |      | 広島県健康福祉センターに設置しているろうあ者専門相談員を正規採用及び公務員と同じような給料などを備えたいと思う。少ない給料だと苦しいのではないか。また、ろうあ者専門相談員として広島県内に訪問相談を可能とすれば、よりろうあ者同士の連携を深くなるのではないかと考える。                                                                                                                                                                                                                                                                     | 県では、ろうあ者相談員を配置し、聴覚障害者の各種相談に手話等によって応じ、必要な助言、援助を行っています。<br><br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                           |
| 55 |      | 子どもの頃から手話や聴覚障害の方に触れる経験があったらいいなと思いました。英語や書写の授業があるように、小中学校で、月に1・2回でもいいので、手話の授業があったり、子どもの頃から誰もが簡単な手話なら表現できる、手話を知っている人たちが増えたらいいなと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                       | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 56 |      | 広島県内では、手話言語条例がある地域と無い地域があるため、県全体で制度を整えて積極的に実施してほしい。<br><br>私が生活をする上で不便を感じることはコミュニケーションが取れないこと。例えば、買い物でマスクをしたスタッフに自分が聞こえないことを伝えても、マスクを付けたまま、ペラペラと言う人とマスク無しのスタッフも何も考えず、ペラペラと言う人がたくさんいる。レジの横には筆談可能ボードを置いてほしいと思う。また大きなデパートやスーパーなどでは、総合カウンターに手話で簡単なコミュニケーションができる方がいてくれると、とても心が温かくなり、買い物もしやすくなる。<br><br>他に銀行や郵便局では番号で呼ばれたことに気づかないことも多いので、パイプ式の呼び出しボタンなどを持たせてもらいたい。少しでも聞こえない人が不便を感じるものが減り、みんなが幸せな世の中を作ってほしいと思う。 | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 57 |      | 手話は私達聞こえない者達にとって社会との関わりになくてはならない言語であり、いわば命であることは紛れもなく言える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 御意見のとおりであり、御意見の内容については条例の前文等に記載しています。                                                                                                                                                                          |
| 58 |      | 関わる経費の申請をしやすくしていただきたい（web、申請用紙で統一）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 59 |      | 手話を広めるための意見として勉強する場所がほしい。ろう者が話し合う事か場所があれば特に良い。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 60 |      | 手話通訳の有無に関わらず（講演会、研修会等）いつでもどこでも好きな場所へ行って帰る、そんな当たり前な行動ができる世の中になってほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 61 |      | 里帰り出産や親の介護などで県外でも手話通訳を派遣出来るようにしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 62 |      | 手話通訳を、救急の時などいつでも県外に派遣出来るようにしてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 63 |      | 地域関係なく手話通訳が対応出来る制度がほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 64 |      | 聞こえる人が文字を音声にして、聞いて理解することがあるように、手話で表現してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 65 |      | 手話言語条例では推進体制の整備だけ記載しているが、推進に関する条例では第9条のあとに第10条で計画に施策の推進のために必要な事項と具体的かつ実効性のある目標設定とか第11条で人材確保、養成等の記載があり、推進体制や施策の実効性を感じられる。<br><br>手話言語条例も、計画について言及してほしい、また、手話の講習会の指導者の人材確保、養成等について記載してほしい。                                                                                                                                                                                                                 | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br><br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「意思疎通支援者の養成等」で、御意見については既に記載されています。 |
| 66 |      | 聴者親の元に生まれてくる難聴児及び親への手話学習の機会を増やしていただきたいと思う。支援学校での手話学習は子供同伴できず、平日のため、共働き家庭の多い昨今の生活設計に合っていないように感じる。赤ちゃんから手話に親しむ環境づくりと聴者親が手話を学び、手話で育児を行うことで、親子のコミュニケーションがより充実し、健やかな成長が期待できるのではと思う。大阪府のこめっこ、神奈川県 のしゅわまるのようなサポートが理想。<br><br>また、難聴児(未就学)を育てる親へのヒアリング、アンケートなどは実施しているのか。難聴の子が生まれてからコミュニケーションが取れるようになるまで、大なり小なり不安を抱えて子育てをしていると思うので、要望がないか、聞き取りをしてもらいたい。                                                            | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                    |
| 67 |      | 広島県が「誰もが安心して暮らせる共生社会の実現」を掲げる中、自閉症や知的障害、脳性麻痺等による言語障害を有する方々が、多様なコミュニケーション手段を用いて参加・表現できる社会を目指すという視点を、条例に明確に反映されることを強く希望する。                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。                                                                           |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所 | 意見概要                                                                                                                                                     | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 68 | その他  | 「手話言語」の対象について、「聴覚障害者」だけでなく「音声による意思疎通が困難なすべての障害者」に拡大すべき。「手話を必要とする者」という定義に、自閉症・知的障害・構音障害等、非聴覚的言語障害を含む文言追加を提案する。                                            | 本条例は、「手話言語を必要とする者」を対象としており、様々な障害をお持ちの方も手話言語を必要とする者であれば対象に含まれるため、御意見については既に記載されています。                                                                                                                                                                                 |
| 69 |      | 学校・医療・福祉・行政窓口において、「視覚的手話、ジェスチャー、AAC（代替・補助コミュニケーション）」を取り入れた研修の必修化を求めます。<br>感覚過敏・鈍麻を持つ方々が、視覚優位の手法によって主体的に情報を取得・意思を伝える環境整備が不可欠です。                           | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 70 |      | この条例が、ろう者に限らず、すべての障害特性に応じたコミュニケーション手段を認め、支える社会へと昇華することを強く期待する。広島県が全国に先駆けて、包摂的で多様な共生社会のモデルとなるよう、心からエールを送りたい。                                              | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 71 |      | 広島県手話言語条例、早く現実にしてほしい。目で見える言葉、多くの県民が知ってもらいたい。                                                                                                             | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 72 |      | 手話の法的地位の明確化について、手話言語が音声言語とは異なる独自の体系を有する言語であることを明記するだけでなく、「手話は日本語と同等の資格を有する言語である」と明文化することで、法的地位をより強固にすることが望ましい。                                           | 前文で「障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいうとされ、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されている」と条約及び法律での手話の位置づけを記載しており、御意見については既に記載されています。                                                                                                                                    |
| 73 |      | 素案では「手話言語」と一括して記載されているが、日本には日本手話と日本語対応手話など複数の体系が存在する。これらの違いに配慮し、使用者の選択の自由を保障する文言を加えるべき。                                                                  | 本条例では、日本手話と日本語対応手話を区別することなく「言語としての手話の認識の普及」及び「手話の習得の機会の確保」のため施策を行うこととしています。                                                                                                                                                                                         |
| 74 |      | 手話を使用することを理由とした差別を禁止する条文を追加し、手話使用者の権利を保護する姿勢を条例に明確に示すべき。                                                                                                 | 「言語としての手話の認識」に「県民は、手話を言語として認識し、手話を使う権利を尊重するよう努める。」と定めており、御意見については既に記載されています。また、障害者への差別は、障害者差別解消法で禁止されています。                                                                                                                                                          |
| 75 |      | 医療機関、公共施設、行政窓口、司法機関などにおいて、手話通訳者の配置を義務化することで、手話使用者の情報アクセス権を保障すべき。                                                                                         | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「意思疎通支援者の養成等」で、手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるとしていますが、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 76 |      | 災害時や緊急時において、手話による情報発信体制（テレビ、避難所、行政機関）を整備し、聴覚障害者が迅速かつ正確な情報を得られるようにする必要がある。                                                                                | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保」で、御意見については既に記載されています。                                          |
| 77 |      | 手話文化の普及と認知向上のため、「広島県手話の日」を制定し、記念行事を推進することを提案する。                                                                                                          | 手話施策推進法において、手話の日は9月23日とされ、「国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする」とされています。<br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                       |
| 78 |      | 条例のメリットを生かせるようにする環境整備を行う人材は、広島県を見渡せばいる。そこで、より過ごしやすい社会に向けて、少ないコストで高い効果が見込めるよう、今あるものをいかに充実させていくか、 <u>どのように事業化したりして進めていくか</u> についてを一層前向きになって進めていくことを期待している。 | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                         |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所 | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 79 | その他  | ・合理的配慮を義務とし、苦情解決手続きを設置する。<br>(提案条文)<br>「県および事業者は、ろう者が手話を用いて円滑に意思疎通を図れるよう合理的配慮を提供する義務を負う。苦情が生じた場合には、調停を含む適切な解決手続きを速やかに講じなければならない。」<br>・2024年施行の改正障害者差別解消法により行政・事業者への合理的配慮が義務化されたため。                                                                                                                     | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>御意見の内容については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「県民の役割」及び「事業者の役割」で既に記載されています。<br>また、合理的な配慮については、障害者差別解消法に基づき対応していきます。                                                                                                            |
| 80 |      | ・県議会・行事・災害情報等で手話通訳＋字幕＋手話動画を同時提供する。<br>(提案条文)<br>「県は、議会、県主催行事、災害時の緊急情報等を含むすべての公式情報発信において、手話通訳および字幕・手話動画を同時提供しなければならない。」<br>・手話言語条例を先行制定した自治体は防災情報への手話提供を義務化している（鳥取県条例）。<br>・厚生労働省の通知も災害時の手話・字幕付き情報提供を要請している。                                                                                            | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>御意見の内容については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「県政の情報の発信等」及び「災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保」で既に記載されています。<br>また、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                         |
| 81 |      | ・人材確保と報酬水準向上を県の責務として追加する。<br>(提案条文)<br>「県は、手話通訳者および要約筆記者の人材確保・養成・研修および適正な報酬水準を確保するため、必要な財政上の措置を講ずる。」<br>・調査で低報酬・地域格差が通訳者不足を招いていると指摘されている（全国手話通訳問題研究会＜2023年度全国調査＞）。                                                                                                                                     | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めることとしています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「意思疎通支援者の養成等」で、手話通訳者を含む意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるとしており、御意見の内容については既に記載されています。また、財政上の措置については、県としても必要な予算の確保に取り組んでまいります。また、予算については限りがあることから、努力規定に留めています。<br>御意見は今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 82 |      | 聴覚障がいをもつ皆さんは、情報取得について障壁が大きい方々である。それについて、発信する立場の方は、十分に情報を届ける意識を持ち、工夫していただきたいと考える。<br>周囲の聴覚障がいを持つ方々は、避難所での情報取得、避難呼びかけの地域担当者がどのように知らせてくれるのか、又、周囲の人々とのコミュニケーションの取り方はどうしたものかとの心配の思いを見聞きしている。同時に環境（役所・病院等）の整備の中で見てわかる標示が必要と思う。<br>避難所等になる可能性のある施設においては見てわかる表示を準備しておく事が課題だと思う。このことは高齢者にとっても情報を共有できる方法の一つと考える。 | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」の「県政の情報の発信等」及び「災害時等の情報の取得及び利用並びに円滑な意思疎通の確保」で御意見については既に記載しています。<br>また、御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                              |
| 83 |      | 広島市などは、ろう相談員がいるが、県のろう相談員がないことがあるので配置してほしい。                                                                                                                                                                                                                                                             | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 84 |      | 手話通訳士・者の方には、正社員となってほしい。<br>平日の朝昼だと年齢が高い方が多いので、若い層にも育成できるよう、正社員へ変わるべきだと思う。                                                                                                                                                                                                                              | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 85 |      | 医者には、補聴器・人工内耳と選択肢を広げるよう考えてほしい。                                                                                                                                                                                                                                                                         | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

【広島県手話言語条例に係る意見】

| 番号 | 該当箇所 | 意見概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 意見に対する県の対応・考え方・修正箇所<br>(下線は修正箇所)                                                                                                                                    |
|----|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 86 | その他  | 手話言語条例は、聴覚障害を持つ人々のコミュニケーションを保障するために大きな役割を果たしている。しかし、意思疎通に関する条例として捉えた場合、より幅広い視点が必要。意思疎通とは、言語だけではなく、視覚、身体、空間など多様な要素に支えられており、その包括的な支援が求められる。<br>とくに視覚的支援に関しては、情報の伝達方法として非常に有効であり、聴覚に制限がある人だけでなく、知的障害、発達障害、認知症のある方々にとっても、理解を助ける重要な手段である。ピクトグラムや文字による表示、色や形を使った案内、表情やジェスチャーなど、視覚的要素は日常生活のさまざまな場面で意思疎通を支えており、手話だけに限定せず、視覚的支援を含む意思疎通の多様性に配慮した条例の整備が不可欠である。<br>これは、すべての人が安心して生活できるインクルーシブな社会の実現につながると思う。 | 「手話言語条例」については、「言語としての手話の認識の普及」と「手話の習得の機会の確保」を目的としており、情報の取得及び利用並びに手話を含む障害特性に応じた意思疎通に係る施策については、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進条例」で定めています。<br>御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。 |
| 87 |      | わたしたち耳が聞こえない者は聞こえる人とのコミュニケーションは手話が不可欠である。口話や筆談では限界がある。筆談では紙やホワイトボードなどを用意しなければならないし、書く時間も取られる。広島県手話言語条例が制定されれば、わたしたち聞こえない人たちは聞こえる人と対等に暮らしやすい社会に参加することになるのではないかと期待している。                                                                                                                                                                                                                            | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                         |
| 88 |      | JRは、有人の窓口が必要。無人窓口で無線で話されても聞こえない。高速道路のETCも同じである。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                         |
| 89 |      | 病院でも安心できる手話通訳者に派遣して貰いたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                         |
| 90 |      | もし地震、火災が起きても、警察官や消防士などが手話を使えたら心強い。郡山地方広域消防組合公式インスタグラムでは、消防士が手話で注意喚起などをお知らせしている。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                         |
| 91 |      | 今年11月に開催する「東京2025デフリンピック」がある。ろうあ者の世界に実感し、手話でコミュニケーションをして貰いたい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 御意見については今後の施策の参考とさせていただきます。                                                                                                                                         |